

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり管理規程の変更を認可した。

平成24年5月22日

佐賀県知事 古 川 康

1 変更認可の年月日

平成24年5月7日

2 変更認可を受けた土地改良区の所在地及び名称

佐賀市大財三丁目8番15号

佐賀土地改良区

3 土地改良施設の名称

川上頭首工

4 管理規程の変更内容

水利権の更新に伴う取水量の変更